

おうちの人といっしょによみましょう★



令和3年 4月30日
横浜市立 荏田小学校
校長 伊藤 智樹
養護教諭

からだ 体 ところをリフレッシュ♪

あたら 新 しいクラスになり、あたら ともだち いっしょ 新 しい友達と一緒にあったり、

たん にん せんせい か 担任の先生が変わったり、あたら きょうか ふ 新 しい教科が増えたり・・・。

ほか 他にもたくさんあたら で あ おも 新 しい出会いがあったと思います。

たくさんのあたら 新 しいことになれようとがんばりすぎると、

からだ 体 やところがつかれることがあります。

「つかれたなー。」と感 じている人は休みの日に

からだ 体 ところをゆっくりやす 休ませて、リフレッシュしてください♪



【5月の健康診断】※健康診断は校医の先生のご都合や行事、感染症の流行などで

変更する場合があります。ご了承ください。

ないかけんしん 内科検診： <お世話になる校医の先生>

10日(月) 1・2・4年、3くみ

17日(月) 3・5・6年

しかけんしん 歯科検診： <お世話になる校医の先生>

11日(火) 1・4年、3くみ・・・朝、はみがきをしてきましょう。

18日(火) 2・6年

25日(火) 3・5年

がんかけんしん 眼科検診： <お世話になる校医の先生>

27日(木) 全学年

にょうけんさ 尿検査： 検査一次(全学年)： 27日(木) 容器配付 31日(月) 容器回収

けんさにじ 検査二次(対象者のみ)： 6月15日(火) 容器回収

健康診断でわかること と わからないこと



健康診断では、みなさんがバランスよく成長しているか？ 見たり聞いたりするのに不自由はないか？ 体の異常や病気の可能性はないか？ がわかります。

の可能性はないか？ がわかります。

けれどこんなことはわかりません。

- 視力や聴力の正確な数値
- 病名
- 病気や不調の原因
- 治療法

「受診のおすすめ」をもらったら、なるべく早く専門のお医者さんに診てもらいましょう。

不調の原因が早くわかれば、早く治療が始められます。治療期間も短くてすむかもしれません。なにより気分も早くスッキリします。

「受診のおすすめ」をそのままにしないでくださいね



保護者の皆様へ

☆「日本スポーツ振興センター・災害給付制度」について

お子さまが、学校管理下（登下校中含む）での災害（けが等）によって病院で治療を受けた場合、その医療費が災害給付金として給付される「日本スポーツ振興センター・災害給付制度」があります。

例えば、

- ① 授業中や休み時間のけが
 - ② 登下校（決められた通学路）に起きたけが
 - ③ 校外学習や遠足など学校の外へ出ている時のけが
- などで受診された場合、かかった医療費が給付される制度となっています。



《給付の申請について》

- 給付金の請求は医療保険各法に基づく療養に要した費用の額500点以上が申請対象になります。（※窓口での支払いが1,500円以上であっても、対象にならない場合がありますのでご注意ください。）
- スポーツ振興センターの申請対象の場合は「横浜市小児医療費助成制度」は利用せず、スポーツ振興センター給付金を申請してください。
- 申請の際には、「医療等の状況」という書類に医療機関で必要事項を記入してもらいます。（※病院での申請書類への記入が有料の場合があります。窓口でお確かめください。なお、記入が有料の場合は、保護者負担となります。）
- 医療費の給付期間は、初診の日から最長10年間です。ただし、災害給付申請の時効は、受診した日から2年間になりますので、受診された場合は、「医療等の状況」等の書類はお早めに学校へご提出ください。（書類を2年以内に提出されない場合、時効となります。）
- けがの程度やかかった医療費、治療の内容など、給付について規定があります。学校管理下でけがをし、受診した場合は、給付の手続きをおこないますので担任または養護教諭までお知らせください。書類をお渡します。
- その他、ご不明な点がございましたら、ご相談ください。